

第 号
年 月 日

様

日野市長

開発事業地位承継(承認・不承認)通知書

日野市まちづくり条例施行規則第86条第3項の規定に基づき次のとおり通知します。

通 知 区 分	承認します ・ 承認しません
開 発 事 業 番 号	
開 発 事 業 区 域 の 場 所	日野市
開 発 事 業 区 域 の 面 積	m ²
被 承 継 人 の 住 所 ・ 氏 名	
指 導 基 準 適 合 通 知 書 の 交 付 年 月 日	年 月 日
協 定 締 結 年 月 日	年 月 日
地位承継の内容 (承継しない場合は、承認しない理由)	

この通知に記載された内容について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して書面により審査請求をすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に日野市を被告として（訴訟において日野市を代表する者は日野市長となります。）処分
の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から
起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分
の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした
場合には、当該審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内
に処分の取消しの訴えを提起することができます。